

太子町子ども・子育て会議（第7回）会議録

1. 開催日時 平成27年1月19日（月） 13時30分～14時53分
2. 開催場所 太子町役場 委員会室
3. 審議事項 ①利用者負担について
②太子町子ども・子育て支援事業計画（案）について
4. 出席委員 都築祐二委員 嘉ノ海令子委員 小西邦子委員
武田英樹委員 中谷有加委員 岡村珠美委員
井手俊郎委員 宗野祐幸委員
5. 欠席委員 水田理委員 藤尾みどり委員
6. 事務局 井上仁社会福祉課長 西田美智子主査
株式会社 ギョウセイより2名
7. 傍聴者 1名
8. 審議経過及び結果 以下のとおり

【審議経過】

1. 開会

会議録署名委員に嘉ノ海委員と中谷委員を指名。

2. 議題

①利用者負担について

〈事務局より説明〉

都築委員 延長保育ですが、保育料が3歳未満児の2階層でしたら200円の差で、8階層なら1,300円の差になって、もし延長保育を利用した場合、階層が高くなれば高くなるほど、短時間の利用者の方が若干安いという形になります。それは仕方がないとされますか。

事務局 言われるとおりの時間あたりに直しますと短時間の方が単価的に安くなります。徴収額については、何百円単位にするかを検討し、できるだけ利用者の負担を少なくしたいという思いもありまして、区切りのいい数字にさせていただきました。延長保育料について唯一何段階かに分かれていると思われるのが播磨町で、2,500円からとなっています。短時間利用については、前の時間よりも後ろの時間の利用の方が多く、実質は3時間保育の利用の方が多いと捉えさせていただいております。もう一点付け加えさせていただきますと、短時間利用の方が延長保育を利用する頻度が多くなれば、当然標準時間への移行を促す対象になります。

都築委員 標準時間で延長保育を利用される保護者が計算されて、短時間で延長するほうが同じ利用時間なのに利用料が安いという苦情等が出たりしないのかなと思います。月単位なので、月初めに3,500円を払ってしまえば短時間の方も12時間の利用ができると解釈されてしまうと、保育短時間認定で延長保育料金を払っているほうが得であれば、後から面倒なことにならないのかなと思います。保育料を払われる側の意見もお聞かせ願いたいと思います。

中谷委員 そのことに気がついてしまえば、先生にはっきりと言えなくてもわだかまりは残るし、言っているものでしたら言ってしまうと思います。保護者としては、少しでもお得感があるほうが嬉しいです。

武田会長 周辺地域はどうですか。

事務局 他市町もまだ検討中です。ただ時間の単価ですが、月額保育料だけを見ると、逆に短時間のほうが高くなります。総合的に計算してみないとわかりにくいかなと思いますが、月額保育料は時間あたりで計算しますと、標準時間のほうが国の基準も安く設定され、短時間のほうが割高になります。そういうところも併せてお考えいただければと思います。

武田会長 今回太子町としても延長保育は初めてのことで、1年実施しながら町民の方々の意見も出ていく中で、見直しも考えられるということですね。

小西委員 幼稚園でも、現在入園願を出しておられる方の中で、保育料はいつ決まりますかという話がかかりあります。3月末か4月当初には各家庭に保育料が通知されるということですが、現在も、一応出しときますとか、金額によって考えますという声があり、やはり保育料はすごく大きいです。6,500円掛ける12カ月になるので、それが3歳児でしたら無料になるということになると、入園式くらいまでに入園者数が変わるのかなと想像しますので、幼稚園の現場としては、職員もそれに応じて柔軟に配属できるようお願いしたいなと思います。最近、特別支援が必要な子どもをさらに受け入れると聞いております。職員の配置はその時点にならないとはっきりわからな

いとは思いますが、今の入園者数で決めてしまうと、また人数の幅ができてくると思いますので、対応をお願いしたいと思います。

事務局 3歳から5歳までの保育料の無償化というのは、文科省である程度提唱されていますが、5歳の無償化も結局、消費税の増税見送りに伴い、見送られています。今後そういったところがどのような方向になるのか、こちらも状況が全く掴めておりませんので、そのあたりも踏まえながら決定していかなくてはならないと思っております。仮に3歳から5歳が無償になった場合についても、14時までの幼稚園に来られる人数も全然掴んでおりませんので、そのあたりも踏まえながら今後も検討していきたいと思えます。

武田会長 これまでのご意見を踏まえ、この子ども・子育て支援新制度における利用者負担につきまして、事務局でお示しいただいた原案を承認するというところで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし。)

異議なしと認め、本案は原案どおり承認することに決定いたします。この後、答申を行うにあたり、答申(案)の作成を会長に一任願いたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(異議なし。)

異議なしと認めます。

② 太子町子ども・子育て支援事業計画(案)について

〈事務局より説明〉

都築委員 太田地区で保育園をさせてもらっていますが、転入された保護者から龍田地区と太田地区の小学校利用者数の違いが余りに大き過ぎるので、どうにかならないかと言われたことがあります。障害のある子どもにとっては龍田小学校に入った方が子どもも少ないし、設備等を入れる時も太田小学校より安くなるのかなと思えます。太子町へ転入される場合、大体太田地区なので、来てみたら1,000人規模のマンモス校と、隣に200人程度の学校では、ひずみがあるように見えます。

事務局 龍田小学校は太田小学校の1割程度の規模で運営しております。4小学校を均等に分ければ、今の学校の規模であればすべて受け入れ可能でございますので、それも一つの案だと思いますが、ただ、行政主導ではどうしようもない部分がございます。従来からの地域性というものがございまして、自治会が少ないから龍田小学校へということも、住んでおられる方から見ると、理解が得られるかといえはそうでもない、これも大きな問題でございますので、一つひとつクリアしていかないと解決できないかなと思えます。

す。障害児の受け入れですが、人数が多いか少ないかは別にしまして、障害者を受け入れることは教育法の中で定められております。少ないところであれば環境的にいいのかどうかというのはわかりませんが、学校側とすれば受け入れ体制が充実していれば問題ないかなと思っております。

都築委員 障害のある方は、太田地区に住まれている場合、基本的に龍田小学校には行けないのですか。

事務局 よほどの理由がない限りはそうです。

都築委員 音に敏感な子の場合、太田小の1,000人が出すざわざわした音より、龍田小のほうイメージ的には静かと思うので、その子からすると龍田小のほう安定できる要素があるのかなと思います。龍田小学校へ特例的に行けると、その子にとってはよい部分があったりするのかなと思います。学区があるので、そこしか行けないということはよくわかりますが、そのような場合に限っては、柔軟な対応があってもよいのかなと思います。

事務局 言われていることは十分理解できますが、住居を構えておられるところの学区に行っていただくというのが前提でございますので、環境等でこちらのほうがよいということであれば、今の基準であれば、住所を変わっていただくしか方法はないかなと思います。ただ、学校においても受け入れ体制は十分整えていかなければならないと思っております。

武田会長 今後の障害児の受け入れは特別な配慮が必要になるでしょうし、そうなった時に法的な部分についても議論として出てくるでしょうが、どういう手続きで基準の改正や議論はなされるのですか。議会レベルですか。

事務局 申請があれば教育委員会のほうで議論し、決めております。

武田会長 現段階では、原則転居するしかないということですね。

中谷委員 小学校の関係の書類で、何かがあった場合に、学校が特例で認めるという書類があったと思います。先ほどのお話を聞いて、障害のある子どもはあの書類の内容に当てはまらないのかなと逆に驚きました。

都築委員 集団が苦手な子を1,000人の集団の中に入れるより、慣れやすい200人程度の集団に入れてあげるような、そういう柔軟性があつたらと思います。

武田会長 そんなに多いケースではないと思います。小さい町なので、むしろそういうことに柔軟に対応できたらいいなと思います。先ほど都築委員の言われていたケースというのは、環境要因というのはどうしても変えようがなく、その子を個室で授業するのかとか、防音設備の整った部屋を1部屋つくるのかとか、または、それが人と関わりを排除することになってしまうこともあるだろうと思います。特に発達障害などは、その部分の理解を誤ると人権侵害的なことにもなりかねないということも懸念されると思います。何とかなればよいと思います。

事務局 保護者が子どものことを考えて通常学級に入れるのか、あるいは特別支援学級に入れるのか、その辺のところも保護者の考え方だろうと思います。その辺も踏まえて保護者からの相談は常に受けております。学校へ上がる前にはいろいろと相談を受けながら対応しております。その子がどういうふうに学校生活をするかも重要なことですので、その辺は十分対応していきたいと思っています。

小西委員 幼稚園は4園ありまして、その中でも太田幼稚園が障害のある子どもが最も多いのですが、太田の場合は空き部屋がほとんどありません。来年度もその人数になってくると大変ですので、柔軟に対応していただきたいと思っています。

武田会長 本当にコンパクトな地域だからこそ、枠を一段階外していただきたいと思うし、それが住みやすい地域になるのかなと思います。それができれば、私自身もこの町民でよかったと誇らしく思います。前回の意見の中で、計画の中の各課題に優先順位を設けたほうがよいのではという意見がありましたが、現段階では優先順位をつけることは難しい状況であり、ここ数年は何よりも定員確保を最重点課題として進めていくという方針とのことです。そちらを進めていく中で、新たに課題として見えてきたものに関しては、より力を注いでいくというような意識を持って計画を推進、遂行していくということでしょうか。他の事業についても力を抜くことなく、毎年度の評価はしっかりとお願いしたいと思います。では、これまでの意見も踏まえて、太子町子ども・子育て支援事業計画（案）を原案のとおり承認するというご異議ありませんでしょうか。

（異議なし。）

異議なしと認めます。本案につきましては原案どおり承認することで決定いたします。こちらにつきましても、答申（案）の作成は会長に一任願いたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし。）

異議なしと認めます。

3. 答申

武田会長 利用者負担額については毎年度見直すことや、計画についても毎年度進捗状況を見ていくという意見を付しております。それではこの答申案についてご意見等はございますか。

（異議なし。）

ご意見はないようですので、一つずつ語りたいと思います。子ども・子育て

て支援新制度における利用者負担についての答申について、原案のとおり
でよろしいでしょうか。

(異議なし。)

異議なしですので、原案のとおり承認します。また、太子町子ども・子育て
支援事業計画(案)についての答申についても、原案のとおり承認いた
だけますでしょうか。

(異議なし。)

異議なしですので、原案のとおり承認します。

4. 閉会

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成27年 3 月 30 日

署名委員

嘉 海 令子

署名委員

中 谷 有 加